

■加古川市立地適正化計画（素案）に係るパブリックコメントのご意見とその回答

頁	大分類	中分類	意見 NO.	ご意見	市の考え方	反映の有無
—	全般	—	1	・ 災害時の避難場所を公共施設や大規模施設等へ、と提案されていますが、各施設の収容人員を明確化する必要があると思います。（実際に全員が収容できずパニックになってしまう）。	<ul style="list-style-type: none"> 各指定緊急避難場所の収容人数は、加古川市地域防災計画に記載していますが、ご意見のとおり、避難場所の収容人数には限りがあるため、安全な場所に住んでいる親戚・知人宅やホテルの利用など、指定緊急避難場所以外への避難（分散避難）の周知に努めています。 なお、避難場所の収容能力に関する懸念事項について、関係部局に情報提供を行い、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。 	なし
—	全般	—	2	・ 各地区における災害リスクの明確化と、今後の都市開発要件（対策、規制等）の明確化が必要であると思います。	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の災害リスクは、令和2年9月に加古川市総合防災マップを全戸配布し出前講座を行うなど、周知に努めています。本計画では、各地区の災害リスクの違いから、居住誘導区域を区分し、より災害リスクが高い居住誘導区域（B区域）で開発行為等を行う事業者等に対しても、情報発信に努めてまいります。 	なし
—	全般	—	3	・ 近年、雨水も例えば時間100mm等、災害が大きくなって来ています。都市開発時の環境影響等の条件の見直しや対策基準（内容等）の見直しが必要ではありませんか？	<ul style="list-style-type: none"> また、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制等、都市計画法の一部が改正されており、本市でも今後の国の動き等に注視したいと考えています。 なお、頂いたご意見については、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。 	
—	全般	—	4	・ 災害リスク表示が各地区で少ない。（外国人対応も含む）	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクの表示については、加古川市総合防災マップに掲載し、全戸配布するとともに、外国人に対しても市公式ホームページに翻訳版加古川市総合防災マップを掲載など、周知に努めています。 また、電柱や公園のフェンスなどに海拔表示板を設置するとともに、来年度には、洪水ハザード情報として、加古川駅南広場の浸水深（想定最大規模）を表示することを検討しています。さらに、土砂災害が想定される志方地域、両荘地域では、各公民館に土砂災害のハザード情報を示す案内板を設置しています。 なお、頂いたご意見は、関係部局に情報提供を行い、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。 	なし
—	全般	—	5	・ 加古川河川地区のイベント活用が増えているが、災害時の避難方法に問題はないのか？（従来の階段や整備道路で十分なのでしょうか？）	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、災害に関する情報を早期に発信することで、河川利用者の安全確保に努めています。頂いたご意見は、関係部局に情報提供を行い、安全・安心なまちづくりの推進に向けて、今後の参考とさせていただきます。 	なし
P. 39	第4章	まちづくりの方針	6	・ 「ウォーカブルな空間」という言葉は一般にまだ浸透していないのでは、わかりにくいのではないか。「居心地が良く歩きたくなる空間」等わかりやすい表現に変えてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、国土交通省が進める「ウォーカブルなまちづくり」に対する取組に賛同しており、今後、官民一体となり、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進めていくことを検討しております。このため、「ウォーカブル」という表現は残した上で、用語集において解説を追加記載し、わかりやすさに配慮いたします。 	反映

P. 39	第4章	まちづくりの方針	7	<ul style="list-style-type: none"> 方針③ 2行目「操業環境の保全」が具体的に何を意味するのか不明であるので、「〇〇等による操業環境の悪化が課題となっているため」というような事例も含めて示したほうがわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針として、雇用機会の創出や地域経済の活性化を目指した趣旨であることを本文に記載しているため、素案のとおりとします。 	なし
P. 39	第4章	まちづくりの方針	8	<ul style="list-style-type: none"> 「既存工業」とあるが「既存工場など」のほうが良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「既存工業」については、ご意見をもとに「既存工場など」に統一いたします。 	反映
P. 46	第5章	都市機能誘導区域	9	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域では、宝殿駅、土山駅など、都市機能誘導区域に位置付けられていない鉄道駅があります。この駅周辺におけるまちづくりはどのように考えられていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> 加古川駅・東加古川駅・別府駅以外の鉄道駅周辺は加古川市都市計画マスタープランに地域拠点と位置づけており、各拠点の規模や役割に応じた生活利便施設の誘導を図ってまいります。また、拠点間の持続可能な公共交通網の再構築を進めていきます。 	なし
P. 55	第6章	居住誘導区域の基本的な考え方	10	<ul style="list-style-type: none"> 「操業環境の保全・育成」の主語「既存工場」が抜けているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 素案では「既存工場」を包括した表現としていますが、文意が伝わりづらいため、頂いたご意見をもとに、本文に反映いたします。 	反映
P. 55	第6章	居住誘導区域の基本的な考え方	11	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の多くのエリアが洪水浸水想定区域となっている状況において、普段から市民が安心して災害に備え、避難指示が出る際には安全に避難できるよう、行政からの適時適切な災害情報の提供は重要です。特に、加古川に近く人口密度の高い加古川駅周辺は、防災面を意識した避難経路の整備も必要と考えます。「市民の生命を守る防災、減災に向けた総合的な対策を講じる」との記載がありますが、具体的な整備に関する方針はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画では、各計画に示される個別施策と整合を図りつつ、自主的な防災への取組、地域での防災への取組、避難の確実性の3つの観点を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を講じ、防災・減災に取り組めます。 上記方針に基づき、対策・取組については実施プログラムとして各対策のロードマップ(P.68)を定めており、広域防災拠点である日岡山公園へのアクセス性を向上させる平野神野線や中津水足線の延伸について検討することなどを挙げています。 	なし
P. 56 P. 57	第6章	居住誘導区域の基本的な考え方	12	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画案で居住誘導区域をA区域、B区域に分割しており、B区域がハザードマップの計画規模降雨での浸水深さ3m以上の比較的风险のある地域となっていますが、B区域であることにより何か規制などが生じるのでしょうか。生じるのであればどのような規制が生じるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> B区域はA区域と同様、都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域ですが、ハザードマップで公表されているとおり、洪水浸水のリスクがあるため、開発計画や建築計画時に対策を検討するなど、留意していただく必要があります。今後、本市としても、B区域の洪水浸水のリスクに関する情報発信に努めてまいります。 	なし
P. 56 P. 57	第6章	居住誘導区域の基本的な考え方	13	<ul style="list-style-type: none"> 浸水区域(3m以上)も含め居住誘導区域に設定したことに関しては、賛否があるとは思いますが、河川の河口部の都市に関しては、真摯に向き合う課題であり、非常に難しい判断であったと思います。その中で居住誘導区域としたことは、ある意味、行政が土地利用に関して一定の責任感をもって取組む姿勢を示せたものとして、評価すべきものと考えます。今後はこれらの地区におけるフォローなど、区域設定後の取組が重要になってくると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水区域(3m以上)は都心や地域拠点の近郊に位置し、既成市街地には日常生活に必要なサービス施設が集積するなど、今後も本市がコンパクトなまちづくりを進める上では不可欠な場所であり、今後も人口の定着が予測されている地区もあります。このような状況を踏まえ、早期の情報発信による避難行動の促進など、本計画P67以降に示す防災に関する施策を市民・行政が一体となって取り組みを進め、災害ハザードへの対応を進めます。 	なし
P. 58	第6章	届け出制度	14	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域で開発・建築行為を行う者にとっては新たな手続きが追加されることから、適切な運用が図られるよう、市民や事業者への周知はどのような方法で行うのか。届出を行わない場合はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の公表後、関係団体への周知を行うとともに、市民や事業者の皆さまに対しては、届出説明資料の窓口配布やホームページでの公表を行います。なお、届出書を提出していない、もしくは提出が遅い事業者に対しては、開発許可申請・建築確認申請時に届出提出の指導を行います。 届出をしないで、又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、都市再生特別措置法第130条に基づき、30万円以下の罰金が科せられる場合があります。 	なし

P. 58	第 6 章	届け出制度	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域外で一定の開発・建築等の行為をする場合は、届出が必要とのことですが、郊外集落区域（市街化調整区域）でも届出が必要なのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要です。立地適正化計画の対象区域は都市計画区域であり、本市では市内全域が計画の対象区域となります。このため、郊外集落区域（市街化調整区域）は居住誘導区域外となり、届出対象行為を行う場合は届出が必要となります。 	なし
P. 59	第 7 章	居住誘導区域に位置づけられない区域のまちづくり	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画は市街化調整区域を郊外集落区域に位置付けていますが、居住誘導区域に位置づけられない区域のまちづくりの方針において、「市街化調整区域のまちづくり」となっており、位置付けとはやや不整合な感じがします。そのため、「郊外集落区域のまちづくり」に統一すべきと思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画では市街化調整区域を郊外集落区域と位置付けており、計画内では分かりやすく市街化調整区域と表現しておりましたが、頂いたご意見を参考に、「郊外集落区域（市街化調整区域）のまちづくり」に変更いたします。 	反映